

平成 26 年 6 月 20 日
国土交通省九州地方整備局
鹿児島国道事務所

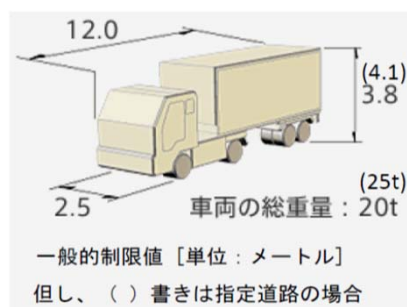
【記者発表資料】

特殊車両の取締りを実施しました！

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）が車両制限令により定められています。（右図）

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の損傷の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第 47 条の 2 に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両の取締り」を警察の協力を得て実施しました。



特殊車両の取締り結果

実施日時：平成 26 年 6 月 13 日（金）

14 時 00 分～16 時 00 分

実施場所：鹿児島市吉野町竜ヶ水 国道 10 号

実施結果：9 台（うち特殊車両 9 台）

そのうち道路法違反は 3 台（無許可 3 台）でした。

実施機関：鹿児島国道事務所、鹿児島中央警察署

（取締り状況写真）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 （099）216－3111（代表）

管理第一課長 おおやぶ かつゆき 大藪 勝幸 （内線 431）